

業務規程の改正について

(平成 20 年 5 月 30 日改正、6 月 30 日実施)

基金分離預託財産の返戻請求権の他への譲渡または担保提供の禁止

平成 20 年 5 月 30 日開催の第 4 回通常総会において、本基金の業務規程を改正し第 13 条第 1 項第 9 号に「会員は基金分離預託財産の返戻請求権について、他に譲渡し、または担保に供することはできない」旨を追加することを決定し、6 月 30 日に農林水産大臣並びに経済産業大臣から業務規程の一部改正について認可を得ました。これにより、同日付で本基金は基金分離預託契約を締結している会員と基金分離預託契約一部変更契約を締結しました。

変更内容等は下記のとおりとなっています。

記

1. 業務規程の追加条項

(基金分離預託契約)

第 13 条 基金分離預託契約は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。

(9) 当該会員は、基金分離預託財産の返戻請求権を、他に譲渡し、又は担保に供することができないこと。

2. 基金分離預託契約の追加条項

(譲渡又は担保に供することの禁止)

第 13 条の 2 乙は、基金分離預託財産の返戻請求権を、他に譲渡し、または担保に供することはできない。

3. 締結会員

基金分離預託契約締結全会員

以上